

令和5年第5回日進市農業委員会議事録

開催日時

令和5年5月26日(金) 14時53分

招集の場所

日進市役所 南庁舎2階 第5会議室

出席委員

会長 6番 市川 豊 会長

委員 1番 和田 義雄 委員 2番 尾関 洋子 委員

3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員

5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員

8番 萩野 章 委員 9番 田口 菜穂美 委員

11番 武田 住男 委員

欠席委員

10番 村瀬 和樹 委員

会議事件説明のため出席した者の職氏名

職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長 村瀬 厚
主任 津田 卓也
主事 増田 成美

| | | |
|------|---|--|
| 付議事項 | 議案第1号 議案第2号 議案第3号 専決第1号 専決第2号 専決第3号 専決第4号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農業振興地域整備計画の変更について 農地法第3条の3台1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 農地法第18条第6項の規定による通知について |
|------|---|--|

| | | |
|----|-----------------|---|
| 開会 | (14:53) 事務局長 | <p>定刻になり、令和5年第5回農業委員会の開催を宣言する。 本日は10名の委員が出席、定足数に達しているため、令和5年第5回農業委員会を開催します。 それでは、会長より挨拶をいただいた後、議事の取り回しをお願いいたします（傍聴者なし）。</p> |
| | 議長 | <p>(会長の挨拶) それでは令和5年第5回農業委員会を始める。 議事録署名者に11番の武田住男委員と1番の和田義雄委員を指名する。 議案第1号を上程。 4番と5番の案件について、事務局に説明を求める。 4番と5番の案件について説明します。 申請地は、浅田の交差点から南東に約350メートルに位置する農地で、登記地目は田、現況地目は畑で、面積は3筆合計で1,909㎡です。 申請者は、日進市の認定農業者であり、日進市と豊田市にてぶどうの栽培をしており、営農地を拡大するために申請に至ったものです。 現在、年間300日程度農作業に従事しており、農作業歴は54年で、所有する日進市と豊田市の農地は適正に管理されています。 農業用機械は、トラクター2台、耕うん機1台、薬剤散布機2台、粉砕機1台を所有しています。 申請地では、ぶどうの栽培を予定しています。 農地法第3条第2項第1号から第6号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ありません。</p> |
| | 事務局 | <p>議案第1号の案件について、委員に対し、意見、質問を求める。 意見がないことを確認して議案第1号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。 (挙手全員)</p> |
| | 議長 | <p>3番の案件について全員挙手を確認、原案のとおり可決したことを宣言。 議案第2号を上程。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| <p>議長</p> <p>事務局</p> | <p>10番から13番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>なお、13番の案件は、農業委員会等に関する法律第31条に「自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない」こととされていますので、該当の委員は説明後退席をお願いいたします。</p> <p>10番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、梨子ノ木小学校から東に約185mの位置に所在する2筆の農地で、2筆とも登記地目・現況地目は田で面積は2筆合計で1,004㎡の内314㎡分を1年間一時転用するものです。</p> <p>申請者は、昭和26年に会社設立し、名古屋市中区に本社を置いて土木建設請負業を営んでいます。</p> <p>この度、申請地南側に所在する法人の本社第二工場の新築工事のため、工事関係者の駐車場を確保するための申請です。</p> <p>土地選定について、新築工事を行う法人の敷地内は業務中であり、工事関係者の駐車場として利用することができず、周辺の土地についても鉄道敷地や学校の敷地など適地が見つからず、申請地所有者より工事が完了するまでの間、使用してもよいという承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したものになります。</p> <p>工事完了後は農地に復元する計画となっています。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>排水について、自然浸透とし、周辺の農地に影響がないよう計画されています。</p> <p>第2号から第5号についての各要件について、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>続いて、11番の案件について説明します。</p> <p>申請地は相野山小学校から南西に約200mの位置に所在し、登記地目、現況地目は畑で、面積は828㎡です。</p> <p>申請者は令和元年に会社設立し、岩崎町に本社を構え鋼構造物工事業を営んでいます。</p> <p>申請者の工場は申請地南側に隣接しています。工場の敷地内に従業員用の駐車場を確保できず、資材についても置き場が足らず、別会社に分納させてもらっている状態です。</p> |
|----------------------|--|

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>従業員用の駐車場の確保が必要であること、また、資材を分納している会社から資材の搬入を控えてほしいとの要望があることから申請に至ったものです。</p> <p>土地選定について、工場に隣接しており、大規模な造成工事が不要なことからやむを得ず選定したものになります。</p> <p>農地法第5条第2項第1項の農地区分については、原則転用可能である3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から第5号についての各要件について、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>続いて、12番の案件について説明します。</p> <p>申請地は三本木保育園から西に約160mの位置に所在し、登記地目、現況地目は畑で、面積は4.54㎡です。</p> <p>申請者の住居が火災にあい、建て替えをすることになりましたが、居住していた土地は都市計画法上の既存宅地要件があるものの、接道要件が満たされないため、住宅の建築ができないことが判明しました。</p> <p>接道要件を満たすためには、住宅敷地東側の申請地を経由することが必要であり、必要最小限の面積を分筆し、住宅への進入路として申請するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分については、原則転用可能である3種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号から第5号についての各要件について、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>続いて、13番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、梅森保育園から東に約280mの位置に所在し、登記地目、現況地目は田で面積は497㎡です。</p> <p>申請者は平成15年に法人設立し、名古屋市名東区にて紅茶の卸売業・カフェ経営等を営んでいます。</p> <p>新たな事業の柱として農業に目をつけ、「農業の体験サービスと六次産業化」を新規事業として取り組み、そのための拠点として飲食店の建築を計画したものになります。</p> <p>土地選定については、インフラや接道が確保でき、親族が利用権設定をしている果樹園の隣接地に設置できることで、店舗と農地の連携を図ることが可能となり、農業体験と六次産業化事業の目的が達成されることから、当該地を選定したものになります。</p> |
|--|--|---|

| | | |
|--|------------------------|---|
| | | <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>排水については、北側へ隣地承諾を受け隣地土地を通り、雨水は道路側溝へ、汚水は下水本館へ接続する計画となっています。</p> <p>第2号から第5号についての各要件について、事務局で確認し支障ありません。</p> <p>議長 議案第2号について、説明が終わりましたが、10番から12番の案件について、ご意見・ご質問等がございますか。</p> |
| | 議長 | <p>ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、10番から12番の件に対し、賛成の方は、挙手をお願いします。</p> |
| | 議長 | <p>全員賛成ということで、議案第2号10番から12番については、原案のとおり可決とします</p> |
| | 議長 | <p>番号13番については、自己案件でありますので、該当委員の委員には一時ご退席願います。</p> <p>(該当委員 退室)</p> |
| | 議長 | <p>議長 議案第2号の案件について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> |
| | 委員 事務局 委員 事務局 | <p>13番について、飲食店の規模はどれくらいか。 建築面積は124㎡となっています。 一般の客も入るのか。 飲食スペースもあるため、一般客も入ります。</p> |
| | 委員 事務局 議長 | <p>下水の排出はどうするのか。 隣地承諾を取り、隣地を通して流します。 意見がないことを確認して議案第2号13番の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> |
| | 議長 | <p>(挙手全員) 議長 議案第2号について全員挙手を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p> |

| | | |
|--|----------------------|---|
| | <p>議長</p> <p>事務局</p> | <p>退室していた委員の入室を許可しますので、入室してください。</p> <p>(委員入室)</p> <p>全員賛成で可決されましたことを報告します。</p> <p>議案第3号を上程。</p> <p>1番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>なお、農業委員会等に関する法律第31条に「自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない」こととされていますので、該当の委員は退席をお願いいたします。</p> <p>(委員退室)</p> <p>1番の案件について説明します。</p> <p>申出地は日進西中学校から南に約200mの位置に所在し、地目は田、現況は畑で面積は1,332㎡です。</p> <p>土地改良事業の実施状況について、県営圃場整備事業日進地区第六工区の土地改良を昭和51年に完了している農振農用地です。</p> <p>申出者は昭和41年に会社設立し、現在岩崎町に本店事務所を構え、貨物自動車運送事業を営んでいます。</p> <p>創業当初は岩崎町地内に事務所と駐車場を構えていましたが、平成15年に県道岩藤名古屋線の道路用地収用事業により、事務所等に移転せざる負えない状況が生じたため、代替地として交通アクセスに優れている申出地北側の農地で農地転用許可を得て事業用地の集約を図ることができ、現在に至っています。</p> <p>現在の敷地には倉庫と大型車両の駐車場を設けていますが、大型車両を敷地内で転回するには元々スペースが不足している状況がありました。</p> <p>また、近年では新築住宅やリフォームなどの建設事業分野の一般運送の拡大を図るため、足場などの仮設資材を自社確保し運送する事業を軸として事業規模拡大を図りたいと考えており、他社との差別化を図ることを計画しています。</p> <p>転回スペース・仮設資材の置場の確保を目的として、事業用敷地と一体的に利用できる隣接地が最適地であることから、選定したものになります。</p> <p>除外をすることで、申出地周辺における担い手の農地集積</p> |
|--|----------------------|---|

| | | |
|-----|--|--|
| | | <p>に支障はないと思われます。</p> <p>また、周辺の農業用施設の機能には支障なく事業を計画しています。</p> <p>以上から、除外に必要な要件である農振法第13条第2項各号について、満たしていると思われます。</p> |
| 議長 | | <p>議案第3号の案件について、委員に対し、意見、質問を求めらる。</p> |
| 委員 | | <p>申出地の東側は農振農用地から外れていると思われらるが、なぜか。</p> |
| 事務局 | | <p>過去の経緯はわかりませらるが、過去に転用の計画があり除外がされたと推測されます。</p> <p>現在は、農地として利用されておらる転用の計画もありません。</p> |
| 委員 | | <p>隣との境界を明確にするために、仕切りなどを設けるのか。</p> |
| 事務局 | | <p>今後の手続きについては、造成し整地して資材置き場として利用するとなると、面積が500㎡を超えるため市の手続条例を進めていくことにならます。</p> <p>手続条例の手続きの中で測量が入り、隣地との境界は明確にならと思われます。</p> |
| 議長 | | <p>他に意見がないことを確認して議案第3号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求めらる。</p> <p>(挙手全員)</p> |
| 議長 | | <p>1番の案件について全員挙手を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p> <p>退室していた委員の入室を許可しませらるので、入室してくださる。</p> <p>(牧委員 入室)</p> |
| 議長 | | <p>全員賛成で可決されましたことを報告しませらる。</p> <p>続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じらる。</p> |
| 事務局 | | <p>(事務局より専決について一括で報告)</p> <p>専決1号 3条届出 5件</p> <p>専決2号 4条届出 2件</p> <p>専決3号 5条届出 6件</p> <p>専決4号 18条通知 1件</p> |
| 議長 | | <p>専決の内容について委員に対し意見、質問を求めらる。</p> <p>その他連絡事項について事務局に報告を求めらる。</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>(15 : 37)</p> | <ul style="list-style-type: none">・農地利用最適化推進委員候補者の選定について 推進委員候補者6名を次期農業委員会へ申し送りする。 ・次回の農業委員会 令和5年6月27日(火) 午後3時 日進市役所本庁舎4階 第1会議室 <p>その他特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言</p> |
|--|---|---|